

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

1. 南山城村の地勢と概要

南山城村（以下「本村」という。）は、京都府の東南端に位置し、滋賀、三重、奈良の三県に隣接しており、総面積は 64.11 k m² で内約 7 割を山林が占める京都府内唯一の村である。

本村の中央付近には、国道 163 号、JR 関西本線、木津川が東西に走っており、中京地域と京阪神とを結ぶ動線上にあることから、仕事や観光などによる人の往来が多いところである。

本村の地形は木津川をはさんで南部地域は標高 150～200m 程度のなだらかな台地を形成、北部は標高約 600m の高原を形成している。

2. 洪水災（南山城村総合防災マップ）

南大河原地区及び北大河原地区の一部において、河川洪水による浸水想定が示されており、村内を流れる木津川、山城谷川、渋久川が氾濫した場合には浸水想定域が広がる予想とされている。

3. 土砂災害（南山城村総合防災マップ）

村内全 10 地区のうち 9 地区においては、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が設定されるなど全体的に土砂災害へのリスクが高い地域特性となっている。

また、村域の中心部を通る国道 163 号においてもリスクが高い箇所があり、災害時における幹線道路の寸断により、災害復旧に時間を要する可能性が高い。

さらに、山間部を結ぶ道路（村道・林道）等においても狭小な道路や土砂災害リスクの高い道路となることから幹線道路と同様に懸念される。

4. 地震（南山城村総合防災マップ）

本村域内に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まると考えられる。

一方、内陸直下型地震に関しては、京都府域内外にマグニチュード 7 以上の地震規模を有することが予想される活断層が複数存在しており、特に村域には木津川断層帯が形成されていることから、マップ内の地震ハザードマップでは、木津川断層の地震による影響で村域の全てが震度 6 弱から震度 7 の被害想定がされている。

5. その他

これまでの村内での過去の記録としては、1953 年（昭和 28 年）に発生した南山城水害により村内各地で大規模な土石流の発生で山崩れが起きている。さらに、1959 年（昭和 34 年）の伊勢湾台風や、その後も、1986 年（昭和 61 年）、1993 年（平成 5 年）の集中豪雨でも大きな被害が発生している。近年では防災対策の取り組みや住宅構造等の変化により村域で広く大きな被害は発生していないが、大雨等により田畑や道路、一部住家も被害にあう災害が大雨により発生している状況である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 98 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）
- ・小規模事業者数 93 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数
商工業者	建設業	22	22
	製造業	28	28
	卸売業	0	0
	小売業	13	13
	飲食店・宿泊業	10	9
	サービス業	17	15
	その他	8	6

(3) これまでの取組

1. 南山城村の取組

①地域防災計画の策定

南山城村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本村の地域に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、南山城村防災会議により策定され、直近では令和 4 年 3 月に改訂されている。

②防災備品の備蓄

本村では、防災備品として基本的な毛布等をはじめ、発電機、避難用テント、スポットクーラーや緊急用トイレ等数多くの備品を備えている。また、概ね 3 日程度の食料や飲料水、消耗品等を村内 3 カ所の防災備蓄倉庫に備蓄している。

なお、村内 10 地区の基本的な避難所となる公民館等には、飲料水、毛布を常備している。

③防災訓練の実施

本村では、年 1 回の全体的な防災訓練と、消防団や自主防災組織連絡協議会と共催して開催する防災フェスタにより協定先の災害応急自動車の展示等も実施している。

また、消防団でも同様に住民を対象とした防災訓練を実施している。

④応援協定

府内全市町、三重県伊賀市と消防相互応援協定を締結している。

また、民間事業者との各種災害協定により、被害軽減の取り組みや復旧時における取り組みへの協定も締結している。

⑤防災行政無線

本村においては、屋外スピーカー及び各家庭に個別受信機を設置しており、災害時には災害情報、被害情報等を迅速に住民に伝達することが可能である。

⑥避難所の開設

本村では、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し被災者を収容保護している。本村内の避難所数は 20 箇所。

2. 南山城村商工会（以下「本会」という。）の取組

- ①事業者BCPに関する国の施策の周知
- ②事業継続力強化計画等の事業者BCPの策定の推進
- ③京都共済協同組合や、あいおいニッセイ同和損害保険会社と連携した共済・損害保険への加入推進
- ④防災備品（スコープ、懐中電灯、ヘルメット、非常食）を備蓄
- ⑤本村が実施する防災訓練への参加・協力及び管内事業者への参加要請

II. 課題

現状では、緊急時の取組について、令和4年3月に本村が改訂した「南山城村地域防災計画」では、中小企業復興計画として被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について、本村と連携し、京都府（以下「府」という。）に対して災害を受けた中小零細企業に対する対策を求めていくこととしているが、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人材が不足している。

更には、保険・共済に対する助言を行える本会経営支援員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III. 目標

- （1）地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- （2）災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、本会と本村との間における被害情報報告ルートを構築する
- （3）災害発生後に速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- （4）成果目標（令和8年5月現在）

商工業者数	小規模事業者数	事業継続力強化計画等の事業者BCP	
		現状策定数	目標策定数
98	93	1	5

IV. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- （1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

- （2）事業継続力強化支援事業の内容

本会と本村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

令和4年3月に本村が改訂した「南山城村地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・村広報、本会ホームページ、ダイレクトメール等において、国の施策の紹介や、リス

ク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画の策定等の事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・ 小規模事業者に対し、即時に取組可能な簡易的な事業継続の取組を含め、事業継続力強化計画等の事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 本会は、令和9年度内に事業継続計画を策定予定。

③ 関係団体等との連携

- ・ 連携する京都共済協同組合やあいおいニッセイ同和損害保険会社、京都府商工会連合会等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。セミナーへは本会や本村の職員も参加し、保険・共済に対する助言を行える人材の育成を図る。

④ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画等の事業者BCP取組状況の確認を行う。
- ・ 本会及び本村の担当部署間で上記要確認や改善点について定期的な協議を行う。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6弱の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、本村との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

2. 発生後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発生後2時間以内に職員の安否確認を行う。
（ショートメールやSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を本会と本村で共有する。）

② 応急対策の方針決定

- ・ 本会と本村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を定める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、できる限り1日以内に情報共有する。（被害規模の目安は以下を想定）
- ・ 豪雨の場合、職員自身の目視で命の危機を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害目安	状態
大規模な被害がある	・ 地域内10件の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地域内5件程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が出ている。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網の遮断がされており、確認ができない。

被害がある	・ 地域内 5 件程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地域内 4 件程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が出ている。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の報告はない

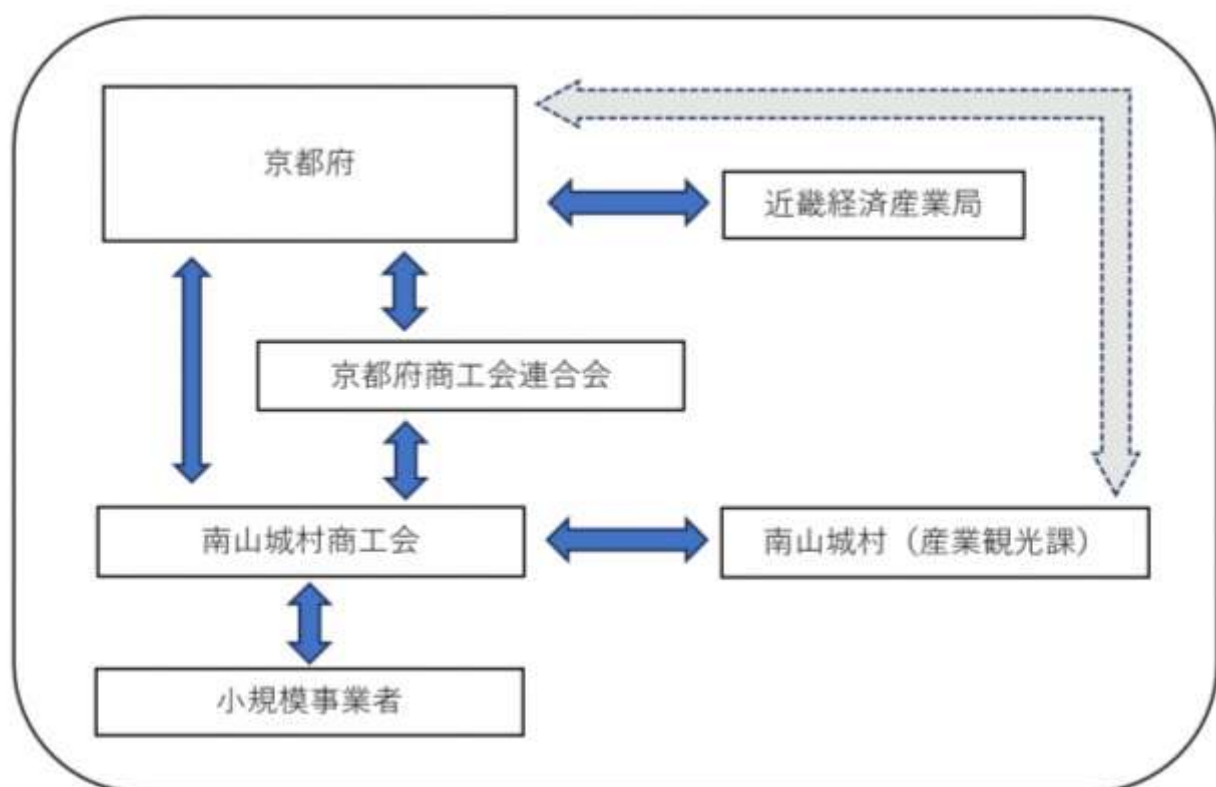
※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、本会と本村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ① 自然災害発生時及び二次被害防止を図るために、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ② 本会と本村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ③ 共有した情報は、本会又は本村より府へ報告する。



4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ① 相談窓口の開設方法について、本村と相談する（本会が、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ④ 応急時に有効な被災事業者施策（国や府、村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ① 府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を府等に相談する。

（３） その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年5月現在)

The organizational chart is divided into two main sections: the Nanshan City Village Association (left) and Nanshan City Village (right).

Nanshan City Village Association (Left Side):

- Top Level:** 南山城村商工会 (Nanshan City Village Association)
- Second Level:** 南山城村商工会 総括主事 (Nanshan City Village Association General Manager)
- Third Level:** 南山城村商工会 法定経営指導員 (Nanshan City Village Association Legal Business Guidance Officer)
- Bottom Level:** 京都府共済協同組合 あいおい損保会社 (Kyoto Prefecture Mutual Insurance Association Aioi Insurance Company)

Nanshan City Village (Right Side):

- Top Level:** 南山城村 (Nanshan City Village)
- Second Level:** 南山城村 産業観光課長 (Nanshan City Village Industry and Tourism Section Chief) and 南山城村 総務財政課長 (Nanshan City Village General Affairs and Finance Section Chief)
- Third Level:** 南山城村 産業観光課 (Nanshan City Village Industry and Tourism Section) and 南山城村 総務財政課 (Nanshan City Village General Affairs and Finance Section)

Relationships and Connections:

- A vertical line connects the top-level boxes of both sections.
- A horizontal line connects the second-level boxes of both sections.
- A horizontal line connects the third-level boxes of both sections.
- A vertical line connects the bottom-level box of the left section to the third-level box of the left section.
- Labels on the connecting lines indicate the nature of the relationships:
 - Vertical line on the left: 連携 (Cooperation)
 - Horizontal line in the middle: 連絡調整 (Communication and Adjustment)
 - Horizontal line on the right: 確認 (Confirmation) and 連携 (Cooperation)

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行

- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

① 商工会

南山城村商工会

E-mail:minamiyamashiro-sci@kyoto-fsci.or.jp

〒619-1411 京都府相楽郡南山城村北大河原久保 14-1

南山城村 産業観光課

TEL:0743-93-0105 FAX:0743-93-0444

E-mail:d_sangyou@vill.minamiyamashiro.lg.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
必要な資金の額	500	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作成費	150	150	150	150	150
・ 備蓄品等費	150	50	50	50	50

調達方法
会費収入、南山城村補助金、京都府補助金、事業収入 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
京都共済協同組合 代表理事 杉本 栄一 京都市下京区四条通室町入函谷鉾町 78 京都経済センター4 階	
あいおいニッセイ同和損害保険会社 京都支店 支店長 河合 正樹 京都市下京区大宮通四条下ル四条大宮 2 日本生命四条大宮ビル 6 階	
連携して実施する事業の内容	
事前の対策 ・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知 災害リスクの周知や影響を軽減するための取り組み・対策の説明 ・ 関係団体等との連携連絡 各種災害リスクに対応した補償や共済加入についての説明 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催	
連携して事業を実施する者の役割	
(役割) 各種保険・共済制度の情報提供、加入説明、セミナー等の共催 (効果) 小規模事業者に対する専門的知識の提供、サポート力の強いセミナーの開催	
連携体制図等	
<pre> graph LR A["京都府共済協同組合 あいおいニッセイ同和損害保険会社 京都支店"] B["南山城村 商工会"] C["小規模 事業者"] A -- "各種保険・共済制度の情報提供 セミナー等の共催・協力" --> B B -- "各種保険・共済制度の情報照会 セミナー等の共催依頼" --> A B -- "情報提供 計画策定支援" --> C C -- "相談" --> B A -- "相談事業者への保険・共済加入手続き、災害復興時の支援" --> C </pre>	